

仕 様 書

1 件名 甲府市スポーツ施設自家用電気工作物保安管理業務委託

2 実施場所

甲府市緑が丘スポーツ公園有料運動施設及び管理事務所
甲府市中道スポーツ広場

3 対象電気工作物

①甲府市緑が丘スポーツ公園運動施設（プール）

(1) 受電設備容量 170KVA

(2) 受電電圧 6,600V

②中道スポーツ広場

(1) 受電設備容量 130KVA

(2) 受電電圧 6,600V

③甲府市緑が丘スポーツ公園運動施設（庭球場・球技場・管理棟）

(1) 受電設備容量 255KVA

(2) 受電電圧 6,600V

④甲府市緑が丘スポーツ公園運動施設（野球場）

(1) 受電設備容量 80KVA

(2) 受電電圧 6,600V

4 委託期間

令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日

5 委託業務内容

(1)-1 受注者が実施する保安管理業務及びこれに伴い発注者が実施する業務は、次項及び(1)-3を除き次の各号によるものとする。

①発注者は、本仕様書に掲げる事業場について受注者の保安管理業務を実施する者(以下、「保安業務担当者」という。)と面接等を行い、その者が委託契約関係書類に明記された保安業務担当者本人であることを確認すること。

②受注者の保安業務担当者は、発注者の事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約関係書類に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

③受注者は、本仕様書に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

④受注者は、本仕様書に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

⑤受注者は、本仕様書に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、(2)に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。

⑥受注者は、本仕様書に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を発注者に報告

すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。発注者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。

⑦受注者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは電力会社等により通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、受注者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、委託者に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

⑧電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

(1)-2 発注者は、前項の受注者に委託する保安管理業務のうち、次の①～③のいずれかに該当する電気工作物については、受注者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、発注者は、受注者の監督の下に点検等を行い、受注者は、その記録の確認を行うこと。また、受注者は、委託者の求めに応じ、助言を行うこととする。このほか、受注者は、当該電気工作物の保安について、発注者に対し指示又は助言ができるものとする。

①設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

- (a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- (b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- (c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- (d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器
- (e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

②設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

- (a) 立入に危険を伴う場所
- (b) 情報管理のため立入が制限される場所
- (c) 衛生管理のため立入が制限される場所
- (d) 機密管理のため立入が制限される場所
- (e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

③発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(1)-3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、(1)-1によるほか、発注者が確認を行うものとする。

(2)点検の頻度及び点検項目

(1)-1 に定める受注者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について本仕様書の別表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。

また、受注者は、①の月次点検のほか、発注者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行うこととする。

- ① 月次点検 隔月1回
- ② 年次点検 毎年1回
- ③ 臨時点検 必要の都度

上記①～③の各点検の実施日については、協議の上決定することとする。

また、年次点検の停電時間は4時間以内とする。

- (3)年次点検において、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。
- (4)上記(1)～1に定める発注者の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。
- (5)発注者に対し、電力コスト削減等に関する支援を適宜実施すること。
- (6)業務の履行にあたっては、労働安全衛生法等関係法令に基づいて業務を行うものとし、対象設備を把握のうえ、業務実施に必要な安全対策を自ら確立すること。
- (7)緊急時の対応
電気事故・故障が発生した場合、昼夜を問わず24時間対応で応急処置をするものとし、当施設へは、8時30分～17時15分の間にあっては原則として60分以内に、17時15分～翌日8時30分の間にあっては原則2時間以内に到着し対応することができる体制を確立すること。(留守番電話は不可)
受注者は、事故・故障の状況に応じて臨時点検を行うこと。
- (8)災害時の対応
地震、台風、集中豪雨等の地域的な災害時には、組織的に対応を行うこと。
- (9)絶縁監視装置の設置
 - ①電話回線等を利用した絶縁監視装置を受注者の責任において設置し、これを維持管理し、24時間監視すること。
 - ②絶縁監視装置が発報した場合は、速やかに対応すること。
(緊急時の対応に準ず)
 - ③警報発報に出動した場合は、対応後速やかに発注者に報告すること。
- (10)主任技術者変更に伴う経済産業局への申請、届出
 - ①経済産業局への申請、届出
契約が締結された場合、委託期間に合わせて、受注者の責任において保安全管理業務外部委託承認申請書ならびに保安全管理規定届出書を作成し、経済産業局に提出するものとする。
なお、受注者が引き続き前年度と同一の者である場合にはこの申請、届出は必要ないものとする。
 - ②上記①の申請が1ヶ月以内に承認得られなかった場合、または取消し

になった場合は、発注者が一方的に契約を解除できるものとする。

③申請、届出に係る費用は、本委託に含むものとする。

(11) 提出書類

受注者は、本仕様書に定める各項目を遵守するにあたり、次に掲げる各書類を発注者に提出すること。

- ①「自家用電気工作物の保安管理業務外部委託の承認について」の写し
- ②当該施設における保安管理業務従事者名簿、主任技術者免状の種類・番号・取得年月、実務経験年数一覧表
- ③点検に必要な測定機器等の保有一覧表
- ④緊急時の連絡方法、連絡先(組織図等)
- ⑤主たる連絡場所から当該施設までの距離、到達時間、交通手段

(12) 記録の保存

受注者が実施し報告した保安管理業務の結果及び絶縁記録監視装置警報発生時の受信記録を、発注者受注者双方において3年間保存するものとする。

6 点検報告

月次点検、年次点検の報告書を作成し、提出すること。

7 連絡体制等

- (1)発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- (2)発注者は、(1)の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- (3)発注者は、(1)及び(2)による通知の内容変更が生じた場合は、受注者に変更の内容を通知するものとする。
- (4)発注者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち会わせることとする。

8 協力及び義務

- (1)発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、速やかに必要な処置をとるものとする。
- (2)受注者は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

9 資格等

- (1)受注者は、保安業務担当者を選任する際は、電気事業法施行規則に適合する者を充てるものとする。
- (2)保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者(以下、「保安業務従事者」という。)に、保安業務の一部を実施させることができるものとする。
- (3)保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

10 損害賠償保険

受注者はこの契約にあたり、故意または過失によって市や第三者に与える恐れがある損害(市職員や第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等)に対する損害賠償保険に加入すること。

11 その他

- (1)本業務は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
- (2)この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者がその都度協議の上、決定することとする。

別表

点検、測定及び試験の基準

電気工作物		点検項目	点検の種別		
			定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	
受配電設備	責任分界となる開閉器、電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○	○	必要の都度
		観察点検		※1 ○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		継電器動作特性試験		1回／3年	
	遮断器及び開閉器	外観点検	○	○	
		観察点検		※1 ○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		内部点検			
		絶縁油酸価測定		上記結果により必要の都度	
		絶縁油耐压試験			
	母線、断路器、計器用変成器、電力用コンデンサ及び避雷器	外観点検	○	○	
		観察点検		※1 ○	
		絶縁抵抗測定		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		観察点検		※1 ○	
		絶縁抵抗測定		○	
		漏れ電流測定	○		
		内部点検			
		絶縁油酸価測定		上記結果により必要の都度	
		絶縁油耐压試験			
	配電盤及び制御回路	外観点検	○	○	
		観察点検		※1 ○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作特性試験		1回／3年	
		計器校正試験		必要の都度	
	蓄電池（原動機始動用を含み、開放した場所にあるものに限る。）	外観点検	○	○	
		液量点検	○		
		蓄電池電圧測定	○		
		セル電圧、電解液比重測定		※2 ○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		※1 ○	
		接地抵抗測定		○	
	構造物 （受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	
		観察点検		※1 ○	

電気工作物		点検項目	点検の種別		
			定期点検		臨時点検
			月次点検	年次点検	
電気使用場所の設備	電動機、電熱器、電気溶接機、その他電気機器類、照明装置、配線、配線器具及び接地装置	外観点検	○	○	必要の都度
		観察点検		※1 ○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
	絶縁監視装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
非常用予備発電装置	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		始動試験	○		
	発電機、励磁装置及び接地装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		接地抵抗測定		○	
	開閉器及びその他の電気機器	受変電設備に準ずる			
発電所	原動機及び付属装置（始動装置を含む。）	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		機関保護継電器試験		1回／3年	
	太陽電池、発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
	蓄電池（開放した場所にあるものに限る。）	外観点検	○	○	
		液量点検	○		
		蓄電池電圧測定	○		
		セル電圧、電解液比重測定		※2 ○	
	遮断器、変圧器及び開閉器等	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		動作試験		○	
		内部点検			
		絶縁油酸価測定		上記結果により必要の都度	
		絶縁油耐压試験			
	直交変換装置、配電盤及び制御装置	外観点検	○	○	
		観察点検		○	
		絶縁抵抗測定		○	
		継電器動作特性試験		必要の都度	
		計器校正試験		必要の都度	
	接地装置	接地抵抗測定		○	

- 注1. 月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものである。
- 注2. 年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものである。
- 注3. 臨時点検とは、電気事故その他異常の発生した時や、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するものである。
- 注4. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 注5. 外観点検とは、電気を止めない状態において梯子その他の器具を用いなくて到達できる範囲の最も見やすい箇所から、主として目視(必要に応じ携帯計器の使用を含む。)により次の項目について点検を実施するものである。
- (a) 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - (b) 電線と他物との離隔の適否
 - (c) 機械器具、配線の取扱い状態及び過熱の有無
 - (d) 接地線等の保安装置の取り付け状態
- 注6. 観察点検とは、電気を止めて電気工作物を目視のほか触手により点検することをいう。
- 注7. 受配電設備の月次点検については、表に記載している項目の他、電圧・負荷電流測定、B種設置工事の接地線に流れる漏えい電流測定を行う。
- 注8. 非常用予備発電装置の年次点検については、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験を行う他、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧の周波数(回転数)の異常の有無についての確認も併せて行う。
- 注9. ※1を付した項目は、電気工作物を目視のほか、電気を止めずに超音波式放電探知器、非接触温度測定器などの測定器を用いて実施することがある。
- 注10. ※2を付した項目は、セル電圧、電解液の比重測定のほか、温度測定も併せて行うものとする。

点検、測定及び試験の全部又は一部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検、測定及び試験
消防用設備、昇降用設備等のように取扱いに法令で定める資格を要するもの及びオートメーション化された工作機械等のように電子機器を内蔵し、取扱いに特別の技術を要するもの	電源から各機器主開閉器までの電路の定期点検（点検、測定及び試験の基準）で実施可能なもの以外の点検、測定及び試験
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線	常時電路に接続して使用されるものまたは点検時に現場に置かれてあるもの以外のものの点検、測定及び試験
密閉防爆機器や壁の中、密閉された天井裏、固定ボルト等で固定された機器の内部等のように構造上点検できない機器	外観点検および絶縁抵抗測定以外の点検、測定及び試験
広告塔、照明塔等の高所にあるもの及びその他点検困難なところにあるもの	点検現場において容易にできるもの以外の点検、測定及び試験
非常用予備発電装置の原動機及び非常用予備電源の蓄電池ならびにそれらの付属装置 発電所の原動機及び熱交換器等	定期点検（点検、測定及び試験の基準）で実施可能なもの以外の測定、試験ならびに分解整備及び排ガス測定等、機械設備に属するもの